

報告第 11 号

処分報告（令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件

令和5年度貝塚市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,171,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		7,072,184	554,865	7,627,049
	2. 国庫補助金	900,675	554,865	1,455,540
20. 諸収入		678,927	500	679,427
	5. 雑入	241,416	500	241,916
歳	入	合	計	
		36,616,378	555,365	37,171,743

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,324,005	15,100	4,339,105
	1. 総務管理費	3,622,440	15,100	3,637,540
3. 民生費		16,709,396	539,765	17,249,161
	1. 社会福祉費	6,868,728	383,192	7,251,920
	2. 児童福祉費	6,651,541	156,573	6,808,114
10. 教育費		2,763,411	500	2,763,911
	5. 社会教育費	625,029	500	625,529
歳 出	合 計	36,616,378	555,365	37,171,743